

令和2年5月5日

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法 に基づく休業要請等の見直しについて

はじめに、これまで昼夜を問わず大変献身的に対応いただいております医師や看護師などの医療従事者の方々をはじめ、コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただいております県民・事業者の皆様に改めまして、心から感謝を申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大を受け、昨日、安倍内閣総理大臣から、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長することが発表されました。

県では、これまでも県民の皆様に、7都府県などへの往来自粛や「3つの密」の回避、曜日や昼夜を問わない不要不急の外出自粛をお願いし、また4月16日の緊急事態宣言の対象区域拡大後には、①大型連休期間の都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛、②スーパー等での社会的距離の保持、③接客を伴う飲食店等への出入り自粛などを富山県の緊急事態措置としてお願いしてまいりました。さらに、4月23日から5月6日までの期間、遊興施設、運動・遊戯施設、劇場、商業施設等の事業者の皆様には、施設の使用停止及び催物の開催の停止、すなわち「休業」等をお願いしているところです。

富山県では、県民や事業者の皆様のご協力により、こここのところ新規感染者数は減少傾向にありますが、5月5日（9時現在）の感染者数の累計は215人となっており、富山市内の一部の公的医療機関や社会福祉施設などで比較的多くの感染者が発生しています。現在のところ感染者の約86%にあたる184人が富山市内で確認されておりますが、今後、富山市内はもとより、他の市町村内においても感染者がさらに拡大すれば、県内の医療提供体制は危機的な状況に直面することになります。

こうした現在の県内の感染状況を踏まえ、これ以上の感染拡大を一刻も早く食い止めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく遊興施設、運動・遊戯施設、劇場、1,000m<sup>2</sup>を超える商業施設等の事業者の皆様への休業要請の期間を、政府の延長期間と同様、5月31日まで延長することといたしました。一方、休業について協力要請しておりました①博物館・美術館、図書館、②床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下の大学・学習塾等、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分、商業施設、③営業時間の短縮をお願いしておりました食事提供施設については、「入場者の制限や誘導」、「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」等をはじめ、業種や施設の種別ごとに政府の専門家会議の提言に沿ったガイドラインを作成するなど、基本的な感染防止の取組みを準備し、実施していただくことを前提に、5月11日（月）から、休業や営業時間の短縮を要請しないことといたします。なお、食事提供施設については、3つの密が重なりやすく感染のリスクが高いことなどから、本格的な営業にあたり必要となる感染防止対策に要する費用を支援させていただきます。今後、制度の周知や迅速な手続きに努めてまいります。

今回の政府の基本的対処方針において、富山県は、引き続き「特定警戒都道府県」以外の都道府県とされましたら、感染者数も相当多くなっていることもあり、ここで気を緩めることなく、引き続き、曜日や昼夜を問わず、県内外への不要不急の外出・往来は控えていただき、特に不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで移動することや、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛していただくこと、「3つの密」の徹底的な回避、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染防止対策を継続する新しい生活様式の徹底に県民が一丸となって取り組むことにより、事態を収束に向かわせることが重要です。

県では、これまで、医療機関に最大500床の病床の確保をお願いするとともに、軽症者・無症状者の療養のための宿泊施設を確保し、運用を開始するなど、感染が拡大した場合にも医療提供体制が維持できるよう全力で取り組んでおります。

今後とも、必要な病床数の確保などの医療提供体制の整備、感染拡大防止対策の徹底を第一としつつ社会経済活動との両立に配慮した対策の推進などに万全を期してまいりますが、さらなる感染拡大の防止のためには、県民や各事業者の皆様に「自分だけは大丈夫」という意識を根本から変えていただくことが必要不可欠です。

県民の皆様には、ご自身への感染の回避や、ご家族をはじめ他の方々に感染させない行動を徹底するとともに、最大限の危機感を持って対応いただきますよう切にお願いします。

また、引き続き休業をお願いする施設を有する事業者の皆様におかれでは、全面的にご協力いただきますよう、重ねてお願いします。

なお、患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また風評被害を受けることのないように温かく見守り応援してください。

県民や各事業者の皆様のご理解とご協力を願います。

## 休業要請の対象施設

2.5.5

[ ]

部分が対象

種類	施設	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条 14号+厚労大臣告示			
		全て	1,000m <sup>2</sup> 超	特に必要な施設 1,000m <sup>2</sup> 以下	富山県の要請 1,000m <sup>2</sup> 以下～ 100m <sup>2</sup> 超
1 遊興施設等	キヤハーレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他	O (11号)	O		5/7～5/31 [休業要請]
2 運動・遊技施設	運動施設(体育館、水泳場、ボーリング場等) 遊技施設(パチンコ、マージャン店、ゲームセンター等)	O (9号)	O		5/7～5/31 [休業要請]
3 劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	O (4号)	O		5/7～5/31 [休業要請]
4 集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場等	O (5号・6号)	O		5/7～5/31 [休業要請]
5 博物館等	博物館、美術館、図書館、水族館、動物園、植物園等	O (10号)	O	基本的な感染防止の取組みを準備し実施することを前提に、5月11日から休業の協力依頼の対象外	従来から休業協力依頼の対象外
6 文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校等	O (1号)			5/7～5/31 [休業要請]
7 大学・学習塾等	大学、専門学校、各種学校、学習塾、英会話教室等	O (3号・13号)			5/7～5/31 [休業要請]
8 ホテル又は旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	O (8号)			5/7～5/31 [休業要請]
9 商業施設	百貨店、マーケット、その他の物販店舗(食品、医薬品、衛生用品、燃料その他他の生活に欠くことができない物品の売り場を除く)	O (7号)			5/7～5/31 [休業要請]
10 食事提供施設	飲食店、菓子店、居酒屋等			規定なし	基本的な感染防止の取組みを準備し実施することを前提に5月11日から営業時間短縮の協力要請の対象外(ただし酒類の提供は夜8時まで)

参考資料 1

## 県民の皆さんへ「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 歩行や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 勤務方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク